

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長 井 市 長

市町村名 (市町村コード)	長井市 62090
地域名 (地域内農業集落名)	泉地区 (八景、福田、羽黒)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月4日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・ 農地の区画が小さく、不整形地が多く、水路の整備も必要で排水性もよくないところがあるが、大規模法人が集約しており、土地利用型農業だけでなく、高収益作物にも取り組み始めている。
- ・ 今後は、法人や大規模農家に集約しつつも多様な担い手の育成が課題となっている。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・ 大豆の過作による連作障害が見受けられるため、大豆のブロックローテーションと省力化機械の導入を計画的に進めていく。
- ・ 新規就農者の受け入れや伝統野菜等の地域固有の作物の進行も含め、多様な担い手を育成していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	69 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針※
・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圃を解消する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
昭和40年代前半に地区内で圃場整備を行ったものの、すでに60年近くが経過し、大規模化や省力化を進めるには、再度の圃場整備が必要である。今後、事業の採択に向けた動きを進めていきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
・農業生産法人等を中心に、6次産業化に取り組む新規就農者や伝統野菜等に取り組み、農家等を育成していく。 ・担い手は十分確保されているが、地域おこし協力隊のような人材も含めた移住者等も地域として多様な担い手として受け、育成していきたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
ドローン等を活用した空中散布の推進や管理作業等の農作業委託について、地域を挙げて取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ① 地域の農業組織と地域団体が連携し被害の防止に取り組むとともに、地区連合会による防止策に係る要望書の提出等行政への支援にもあわせて行っている。
- ③ 作業効率を高めるために、AIによる情報機器などスマート農業技術の導入をしていきたい。
- ⑦ 農業用水路、排水路が著しく劣化している箇所が多くなり、関係する土地改良区や地区内の保全協議会等と連携し、改良していきたい。
- ⑨ みどりの食料システムを取り入れ、環境負荷軽減や消費の拡大、食育の推進など、今後の農業を見据えた取り組みを模索していきたい。